

~ 一定規模以上の盛土等は

都道府県知事等への許可申請または届出が必要です

Point

- ·規制区域図
- 手続きのポイント
- ・許可申請書の手引き
- ·盛土規制法技術的基準 etc…
- ・規制開始にあわせ 開発許可申請の手引きも改定!



蒸土課長

福井県土木部 都市計画課

知ってます

盛土等による災害から国民の 生命、身体を守る法律です かっ





福井県では、<u>令和7年6月30日</u>に 盛土規制法に基づく<u>規制区域を指定</u>し、 危険な盛土等の<u>規制を開始</u>しました。

是際は盛土、違法な盛土見逃しません!」

盛土担当 妈妈

盛土のことなら 我々におきかせ

※書籍の販売はありません。
詳しくはコチラから®



【盛土規制法に関するお問合せ】 福井県土木部都市計画課 ☎ 0776-20-0498